

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	越前市は、児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。 ①資格の審査に関する事務 ②手当の支給に関する事務
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバー 5. 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 57の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部こども家庭課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3006

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1 ②事務の概要	越前市は、児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	越前市は、児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。	事後	子育てワンストップサービスへの対応のための変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 1 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバー 5. 電子申請システム	事後	子育てワンストップサービスへの対応のための変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 5 ②所属長	子ども福祉課長 西川一栄	子ども福祉課長 渡辺亜由美	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ②所属長の役職名	子ども福祉課長 渡辺亜由美	子ども福祉課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	I 8 連絡先	こども福祉課	子ども福祉課	事後	誤記による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月1日	II 1. 対象人数	3 1万人以上10万人未満 平成30年7月2日時点	2 1,000人以上1万人未満 令和1年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月1日	IVリスク対策			事後	新様式の追記
令和1年5月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年5月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年6月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年6月1日	I 5①部署	越前市市民福祉部子ども福祉課	越前市市民福祉部こども家庭課	事後	部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年6月1日	I 5②所属長の役職名	子ども福祉課長	こども家庭課長	事後	部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年6月1日	I 8連絡先	越前市市民福祉部子ども福祉課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3006	越前市市民福祉部こども家庭課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3006	事後	部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 7 請求先	越前市総務部秘書広報課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3428	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013	事後	部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。